

●香川県告示第41号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪府吹田市山田丘3-1

財団法人 阪大微生物病研究会 理事長 東 雍

(2)事業場の所在地及び名称

観音寺市八幡町2-9-41

財団法人 阪大微生物病研究会観音寺研究所

(3)特定施設に関する事項

種	類	医薬品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	①粗ろ過フィルター ろ過面積0.9㎡ 4基 ②膜ろ過フィルターシステム ろ過面積36㎡ 2基 ③濃縮ろ過フィルターシステム ろ過面積28㎡ 1基 ④UF水製造装置 ろ過面積18.8㎡ 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1月	
	使用開始予定年月日	工事完了後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	①5時間/日、週3日使用（2基1組の交互運転） ②5時間/日、週3日使用 ③6時間/日、週3日使用 ④8時間/日、週6日使用		
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①②③6.0～7.0、④6.0～7.4	①②③6.0～7.0、④6.0～7.4
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①②③1,400、④1.0未満	①②③2,800、④1.0未満
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①②③4,250、④1.0未満	①②③8,500、④1.0未満
	浮遊物質 (mg/l)	①②③120、④1.0未満	①②③240、④1.0未満
	窒素含有量 (mg/l)	①②③15、④1.0未満	①②③30、④1.0未満
りん含有量 (mg/l)	①②③900、④1.0未満	①②③1800、④1.0未満	
排出される汚水等の量 (㎡/日) (1基当たり)	①20.75、③1.5、④10		①②1、③2、④20

種	類	医薬品製造業の用に供する分離施設
---	---	------------------

能	力	①遠心機 7,000 rpm 1基 ②連続遠心機 50~300 ml/min 3基 ③遠心機 7,000 rpm 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後1月	
	使用開始予定年月日	工事完了後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		①10分/回、10回/日、週1日使用 ②30分/日、週6日使用 ③10分/回、6回/日、週1日使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~8.0	6.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①③500、②40	①③2,000、②80
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①③1,200、②20	①③1,800、②40
	浮遊物質 量 (mg/l)	①③30、②160	①③40、②320
	窒素含有量 (mg/l)	①③30、②4	①③30、②8
	りん含有量 (mg/l)	①③320、②10	①③320、②20
排出される汚水等の量 (m ³ /日) (1基当たり)		①③0.3、②0.12	1.0

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.0~8.0	7.0~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	15	25
	化学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	浮遊物質 量 (mg/l)	15	30
	窒素含有量 (mg/l)	10	30
	りん含有量 (mg/l)	1	3
排出水の量 (m ³ /日)		380	550

他に排水口が4箇所(雨水専用)ある。

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。なお、今回排水口(雨水専用)を1箇所廃止する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年2月8日から同月29日まで

(2)場所

香川県環境森林部環境管理課

観音寺市市民部生活環境課